

まめまめ通信

二〇一三年五月 第四号



司法書士高橋大治郎事務所から、耳寄りな情報を発信いたします。

まめまめ

熟慮期間の徒過と放棄

事例に学ぶ相続放棄
(その1)

約一年前、父が亡くなり、自分は他家へ嫁いでおりましたので、遺産のことについては実家の兄に任せたまま、何の手続もしておりませんでした。
先日税務署から、父が税金を滞納していたこと、また、私が父の納税義務を承継したことの通知がありました。
相続放棄したいのですが、無理でしょうか。

以上は、昨年、実際にご相談があった事例です。

相続放棄は、相続の開始があったことを「知った時」から「三か月以内」に家庭裁判所に申述しなければなりません。

相続の開始があったことを「知った時」というのは、事例の場合、通常であれば、ご依頼者は、被相続人の子供ですので、「父が亡くなったのを知った時」ということとなります。

「三か月以内」というのは、「熟慮期間」といわれるもので、それを過ぎると「単純承認」したことになります。

「単純承認」とは、相続を受けることを認めるといふことであり、三か月を経過すれば、「熟慮期間徒過」により「単純承認」したものとみなされてしま

まいます。

しかし最高裁判例で、「自己が相続人となった事実を知った時から三か月以内に放棄をしなかったのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつこのように信じるについて相当な理由がある場合には、熟慮期間は、**相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時**又は通常これを認識しうべかりし時から起算する」という見解が出ております。

事例の場合、ご依頼者は、亡父と離れて暮らしていて、遺産のことについても全く把握していない事情でしたので、家庭裁判所で相続放棄の申述を受理してもらうことができました。

相続放棄には熟慮期間のほか、様々な要件があり、認められない事例もありませんので、相続放棄をご検討の方はぜひ一度、当事務所までお問い合わせください。

ちよっぴとひと息

淡路市にある「のじまスコーラ」に行ってきました。

旧野島小学校(廃校)を利用して、昨年8月にオープンした施設で、野菜などの産地直売所、ベーカーリー、カフェ、レストランが入っています。

学校の卒業生が残したオブジェなどもそのまま残っていて、なんだか懐かしいところです。

オープンテラスでは自由に飲食も出来、校庭の一画で、**ヤギ**を飼っているなど、大人も子供も楽しめる施設です。

高台にあつて、**海に沈む夕日**も見られますよ。



生前贈与で相続税対策

平成二七年から相続税の基礎控除が**三千万円+六百万円×法定相続人の数**となり、相続税対象者が増える見込みです。

相続税の負担が増える一方、贈与税についても改正があり、これらを相続税対策として検討するのが必要になります。

今回の改正で孫への教育資金の一括贈与(千五百万円)が非課税になりました(教育資金口座開設等、細かい要件有)。

その他、配偶者への居住用不動産の贈与や、直系卑属への住宅取得資金の贈与など、非課税枠の大きいもの(通常は非課税枠百十万円)は、積極的に活用し、財産の分散をするのが、相続税対策としては有効です。

ご興味がありましたら、当事務所までお問い合わせください。

建物表題登記は お済みですか？

建物を建築したら、一か月以内に「**建物表題登記**」を申請しなければなりません(罰則規定もあります)。

建物表題登記とは、新築された建物につき最初に申請するもので、**建物の物理的現況**を表示する登記です。

住宅ローンを借りて建物を建築する場合は、必ず登記が必要なので、建物表題登記がなされていないということはありませんが、ちょっとした物置を建てたり、自己資金で家を建てたりした場合、建物表題登記がなされていないケースがあります。

相続の手続をする際、建物表題登記がなされていないことが判明することが多く、**相続人もそのことを把握していない場合**がほとんどです。

近々取壊す予定であれば別ですが、そうでなければ、相続手続をする機会に、建物表題登記をすることを勧めします。

例えば、借地に建物を建てている場合、建物の登記(判例では表題登記で可)をしていけば、**借地権を第三者に対抗**できま

す(借地権設定登記そのものを地主に請求することはできません)。

また、不動産を売却する予定の場合、建物が未登記であれば、契約そのものが難しくなります。

表題登記は、本人申請するのが難しい手続です。詳しくは、当事務所までお問い合わせください。

相談会情報

毎月第3土曜日、当事務所において、「**相続・遺言**

休日相談会」を開催しております(参加費不要)。

時間は、午前十時から午後三時までです。

なお、当日以外でも随時、ご相談受付中です。



尾上大和会館にて、**相続手続セミナー**の講師を務めました。

株式会社117様のご提案で、昨年十一月より定期的に、姫路市にある**117ふれあいサロン**にて、**相続手続セミナー**の講師を担当させていただいております。

四月には、ついに姫路を離れ、**尾上大和会館**(加古川市)にて相続手続セミナーの講師を担当させていただきました。

資料や話す内容など、何もかも手探りの状態ですが、セミナー後、個別相談のご依頼をいただくことも多く、事務所以外で、お客様の「生の声」を聞けるまたとない機会でもあり、大切にしていきたいと思っております。

グリーンエコー笠形へ**鯉のぼり**を見に行ってきました。

家族3人で五月六日、こどもの日に一日遅れて、**グリーンエコー笠形**(神河町)へ、**鯉のぼり**を見に行ってきました。

笠形山の麓にある施設で、温泉のほか、バーベキュー施設や、バンガロー等もあつて、家族連れでいつも賑わっています。

ここでは、**大小約千匹**の鯉のぼりが泳いでいます。

編集長の長女(一歳七か月)は女の子なので、鯉のぼりは関係ないのかもしれませんが、とても不思議そうに指差していました。(編集長 高橋克彰)



司法書士・行政書士・土地家屋調査士
高橋大治郎事務所

所在: 姫路市東延末三丁目18番地
JR 姫路駅から徒歩8分。駐車場有。

お電話でのご相談は、こちら…

フリーダイヤル そうぞく・いごん

0120-339-150

お電話お待ちしております。

WEBなら、「**姫路 相続**」で検索。
兵庫・姫路 相続遺言相談室

こんなお悩みありませんか？

- ◆トラブル防止に遺言を書きたい。
 - ◆不動産の名義変更をしたい。
 - ◆借金があり、相続放棄をしたい。
 - ◆生前贈与の相談をしたい。
- 等々、何でも気軽にご相談ください。

